

## ●銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項（単体）（第10条第4項第7号）

- イ. 貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成25年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	3,956	
上場に該当しない出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	2,850	
合計	6,806	

(単位：百万円)

	平成26年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	5,288	
上場に該当しない出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	2,755	
合計	8,044	

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
	子会社・子法人等	394
関連法人等	0	0
合計	394	1,245

- ロ. 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額  
銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
売却損益額	△178	17
償却額	115	17

- ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額  
(単位：百万円)

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	153	445

- ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額  
該当ありません。

## ●銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額（第10条第4項第9号、第12条第4項第10号）

(単位：百万円)

対象	平成25年3月31日	平成26年3月31日
預貸金等	1,590	1,950
円貨債券	7,534	8,201
外貨債券	394	592

計測手法：VaR (Value at Risk)

算出条件：信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年

注：連結ベースでは計測を行っていないため、単体の値となっております。

## 役員報酬等に関する開示事項

(注) 銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（以下「報酬告示」という。）に基づいて記載しております。

### 1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

- (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

- ①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行(グループ)の取締役および監査役であります。なお、社外役員(社外取締役および社外監査役)を除いております。

- ②「対象従業員等」の範囲

当行(グループ)では、対象役員以外の当行(グループ)の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行(グループ)およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行(グループ)の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

- (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、当行(グループ)経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、具体的には以下の6社です。

名称
1 りゅうぎんビジネスサービス株式会社
2 りゅうぎんオフィスサービス株式会社
3 株式会社りゅうぎん総合研究所
4 株式会社りゅうぎんディーシー
5 りゅうぎん保証株式会社
6 株式会社琉球リース

- (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行(グループ)の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

- (ウ) 「当行(グループ)の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「当行(グループ)の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行(グループ)、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

- (2) 対象役職員の報酬等の決定について

「対象役員」の報酬等の決定について

当行(グループ)では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の分配については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の分配については、監査役の協議に一任されております。

- (3) 報酬委員会の構成員に対して支払われた報酬額等の総額および報酬委員会の協議の開催回数

	開催回数（平成25年4月～平成26年3月）
取締役会（琉球銀行）	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

### 2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

- (1) 報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針

当行(グループ)の取締役及び監査役の報酬額は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、取締役会及び監査役会にて決定しております。取締役の基本報酬については、取締役としての職務内容や業務実績等を勘案したうえで、取締役の職位に応じた一定額を支給しております。また、取締役の支給時期、配分等については、取締役会の協議に基づき決定しております。監査役の基本報酬については、常勤監査役と社外監査役の区分に応じ、それぞれ基本報酬として一定額を支給しております。また、監査役の支給時期、配分等は監査役の協議に基づき決定しております。

取締役及び監査役の報酬額とは別枠で取締役、監査役に対する株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を割当しております。報酬額としては、株主総会で決議された範囲内で決定しております。取締役への新株予約権の配分は取締役会の協議に基づき決定し、監査役への新株予約権の配分につきましては、監査役の協議に基づき決定しております。

### 3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みとなっております。